

# 参考資料：平成31年度文部科学省・総務省の関連施策の紹介

## 1. 平成31年度文部科学省の関連施策の紹介

### 子供の体験活動の推進

2019年度予算額(案) 102百万円  
 (前年度予算額 101百万円)  
※百万円未満は端数処理をしているため合計と一致しない



農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。  
 また、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が連携して農山漁村体験を充実することとしており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

#### 学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援

■健全育成のための宿泊体験活動の推進  
 2019年度予算額(案) 99百万円  
 (「学校を核とした地域力強化プラン」の一部)

1. 事業内容  
 (1) 宿泊体験事業  
 宿泊体験活動を行う学校等における取組に対する補助。

①小学校、中学校、高等学校等における取組 (322校)  
 学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助。

②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組 (134地域)  
 ア 教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助。  
 イ 農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助。

③教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組 (134地域)  
 教育委員会が主催する教育支援センター(適応指導教室)等における取組に対する事業費の補助。

(2) 体験活動推進協議会 322地域(各都道府県・市区町村)  
 各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助。

2. 補助事業者 都道府県・市区町村

3. 補助率 1/3

#### ロング・アクティビティ・ラーニング推進事業

■学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究  
 2019年度予算額(案) 2百万円  
 (「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一部)

学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラムや教職員研修マニュアルを開発する。

#### 体験活動の実施等に当たり学校をサポートする人材の配置(関連施策)

■補習等のための指導員等派遣事業  
 2019年度予算額(案) 3,073百万円の内数

1. 事業内容  
 公立学校の体験活動の実施・計画時における指導・助言を行う体験活動アドバイザー、体験活動専門指導員、看護師、引率ボランティア、引率教員の代替教員等の派遣に要する経費の補助。

2. 補助事業者 都道府県・指定都市(市区町村は間接補助)

3. 補助率 1/3

## 2. 平成31年度総務省の関連施策の紹介

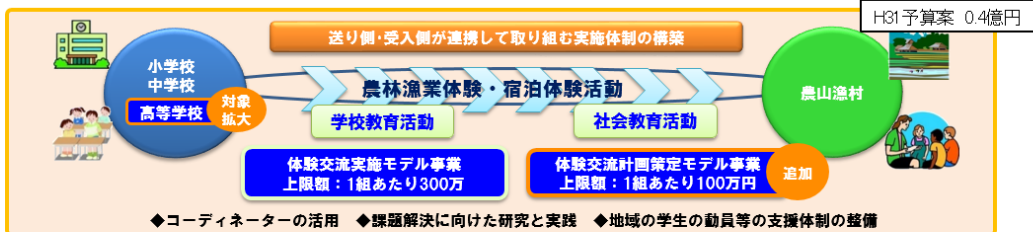
### 子供の農山漁村体験(通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)

#### 趣旨・目的

農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えとともに、受け入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の進化に寄与する。

#### 都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業

・子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築支援。  
 ・平成31年度から、対象を高等学校の取組まで拡大し、「子供の農山漁村体験交流計画策定」を新たなメニューとして追加。



#### 地方財政措置(特別交付税「子ども農山漁村交流プロジェクトに要する経費」)

・平成31年度から、小学校の取組に加えて、中学校の取組や社会教育活動、市町村推進協議会の運営等に係る経費も措置対象とする。

#### 1 地方財政措置の対象事業

- 次の要件を満たす事業が対象
- ・学校教育活動の一環として実施されるものであること
  - ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
  - ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること
- H31年度から、社会教育活動も対象とする

※地方公共団体が主体となって実施する社会教育活動

#### 2 対象経費

- ・都道府県推進協議会の運営に要する経費(都道府県)
- ・受入地域協議会の運営に要する経費(都道府県・市町村)
- ・小学校の集団宿泊活動に要する経費(都道府県・市町村)

H31年度から、市町村推進協議会及び中学校の集団宿泊活動も対象とする

対象拡大